

平成29年10月25日  
改定 令和 2年 7月30日

おお い  
**大飯地域の緊急時対応  
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
福井エリア地域原子力防災協議会

1. はじめに P.2
2. <sup>おおい</sup>大飯地域の概要 P.4
3. 緊急事態における対応体制 P.9
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 P.24
5. PAZ内の全面緊急事態における対応 P.44
6. UPZ内における対応 P.55
7. <sup>おおい</sup>大飯発電所及び<sup>たかはま</sup>高浜発電所がともに被災した場合における対応 P.106
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P.117
9. 緊急時「エリツグ」の実施体制 P.136
10. 原子力災害時の医療等の実施体制 P.147
11. 国の実動組織の支援体制 P.162

# 1. はじめに

・この「<sup>おお</sup><sup>い</sup>大飯地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した福井エリア地域原子力防災協議会において、関西電力(株)<sup>おお</sup><sup>い</sup>大飯発電所に起因する原子力災害に関し、地方自治体の地域防災計画・避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。また、関西電力(株)<sup>たか</sup><sup>はま</sup>大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応方針について示す。なお、当該緊急時対応を構成する各地域防災計画・防災業務計画は、災害対策基本法等に基づき、各主体が作成するものである。

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、大飯地域においても「福井エリア地域原子力防災協議会」が設置された。

福井エリア地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

## 構 成 員

内閣府政策統括官(原子力防災担当)  
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官  
内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付危機管理審議官  
内閣府大臣官房審議官(防災担当)  
警察庁長官官房審議官  
総務省大臣官房総括審議官  
消防庁国民保護・防災部長  
文部科学省大臣官房審議官(研究開発局担当)  
厚生労働省大臣官房審議官(危機管理担当)  
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官  
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官  
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官  
海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)  
環境省大臣官房審議官  
防衛省大臣官房審議官  
福井県副知事  
京都府副知事  
滋賀県副知事

## オブザーバー

岐阜県  
関西広域連合  
おおい町  
高浜町  
小浜市  
若狭町  
美浜町  
舞鶴市  
綾部市  
南丹市  
京丹波町  
京都市  
高島市  
関西電力株式会社

- ※ 協議会の運営は、内閣府が行う。
- ※ 協議会に、構成員を補佐するため、分科会を設置

## 2. おおい大飯地域の概要

- 大飯発電所は、関西電力が福井県大飯郡おおい町に設置している原子力発電所である。
- 大飯発電所は、昭和54年3月から1号機による営業運転を開始。同年12月に2号機、平成3年12月に3号機、平成5年2月に4号機の運転を開始している。なお、1号機、2号機については、平成30年3月をもって廃止となった。

## 関西電力(株)大飯発電所について

(1) 所在地 福井県大飯郡おおい町

(2) 概要

- 1号機：117.5万kW・PWR
- 2号機：117.5万kW・PWR
- 3号機：118.0万kW・PWR
- 4号機：118.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（令和2年4月時点）

- 1号機：昭和47年10月／昭和54年3月／39年（平成30年3月をもって廃止）
- 2号機：昭和47年11月／昭和54年12月／38年（平成30年3月をもって廃止）
- 3号機：昭和62年3月／平成3年12月／28年
- 4号機：昭和62年3月／平成5年2月／27年



出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)  
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

# 原子力災害対策重点区域の概要

- 福井県地域防災計画、京都府地域防災計画及び滋賀県地域防災計画等では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- 大飯地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は福井県おおい町、小浜市、UPZ内は福井県、京都府、滋賀県の6市5町にまたがる。



## <概ね5km圏内>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):  
Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市1町(福井県おおい町、小浜市)

住民数: 984人

## <概ね5～30km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):  
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

6市5町 (福井県おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町)、  
(京都府舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市)  
(滋賀県高島市)

住民数: 154,252人

人口: 平成31年4月1日時点

➤ PAZ内人口は984人、UPZ内人口は154,252人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で155,236人。

関係市町名		PAZ		UPZ		合計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	おおい町 <sup>ちよう</sup>	726人	285世帯	7,507人	2,931世帯	8,233人	3,216世帯
	小浜市 <sup>おばまし</sup>	258人	87世帯	29,004人	11,910世帯	29,262人	11,997世帯
	高浜町 <sup>たか はまちよう</sup>			10,429人	4,318世帯	10,429人	4,318世帯
	若狭町 <sup>わか さちよう</sup>			14,728人	4,928世帯	14,728人	4,928世帯
	美浜町 <sup>み はまちよう</sup>			9,459人	3,672世帯	9,459人	3,672世帯
小計		984人	372世帯	71,127人	27,759世帯	72,111人	28,131世帯
京都府	舞鶴市 <sup>まいづるし</sup>			77,374人	37,609世帯	77,374人	37,609世帯
	綾部市 <sup>あやべし</sup>			1,490人	829世帯	1,490人	829世帯
	南丹市 <sup>なんたんし</sup>			3,214人	1,495世帯	3,214人	1,495世帯
	京丹波町 <sup>きょうたんばちよう</sup>			258人	120世帯	258人	120世帯
	京都市 <sup>きょうとし</sup>			292人	144世帯	292人	144世帯
小計		—	—	82,628人	40,197世帯	82,628人	40,197世帯
滋賀県	高島市 <sup>たかしまし</sup>			497人	278世帯	497人	278世帯
小計		—	—	497人	278世帯	497人	278世帯
合計		984人	372世帯	154,252人	68,234世帯	155,236人	68,606世帯



# 昼間流入出入口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、おおい町<sup>ちよう</sup>及び小浜市<sup>おばまし</sup>全体での他市町村からの昼間流入人口は、6,326人／日。
- また、平成28年経済センサスによると、関西電力関連企業を中心に125事業所、1,846人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

## <昼間流入・流出人口>

	他地域からの流入人口(人)	他地域への流出人口(人)	差引増△減(人)
おおい町 <sup>ちよう</sup>	2,387	1,734	653
小浜市 <sup>おばまし</sup>	3,939	3,432	507
合計	6,326	5,166	1,160

出典：平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計（総務省統計局）

## <PAZ内の就労者数>

市町名	PAZ内対象地区		事業所数	従業員数(人)
おおい町※1	大島地区		118	1,828
小浜市※2	内外海地区 <sup>うちとみ</sup>	堅海区 <sup>かつみ</sup>	2	6
		泊区 <sup>とまり</sup>	5	12
	小計		7	18
合計			125	1,846

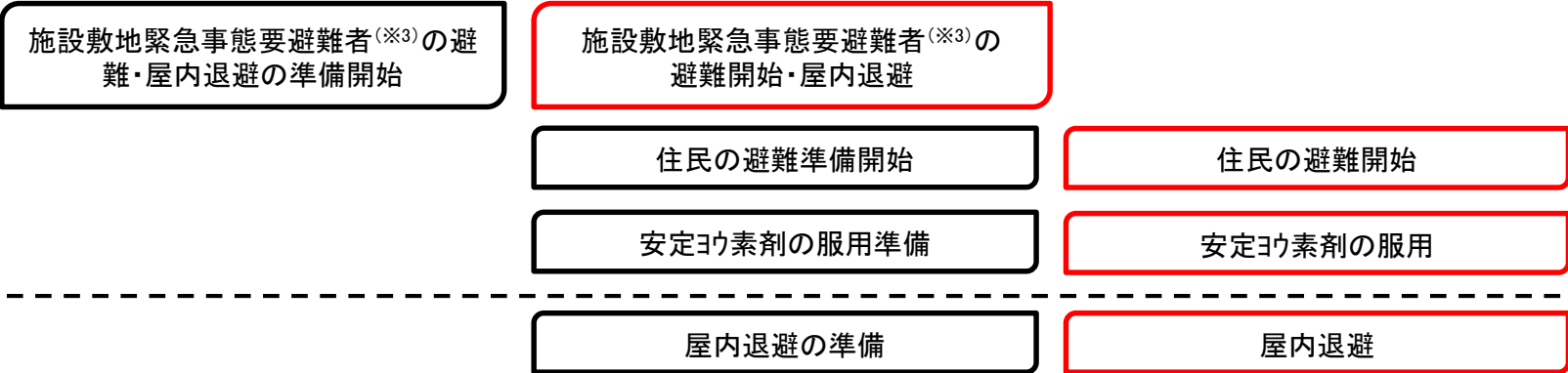
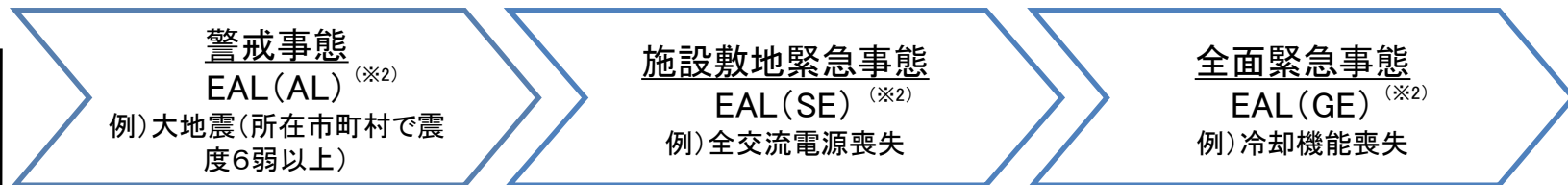
出典：平成28年経済センサス - 活動調査 町丁・大字別集計（総務省統計局）

※1 おおい町(大島地区)における118事業所のうち、42事業所(1,497人)が関西電力関連企業

※2 小浜市(堅海区、泊区)における事業所は、民宿や地元の水産会社が大部分のため、従業員はほとんど地元住民

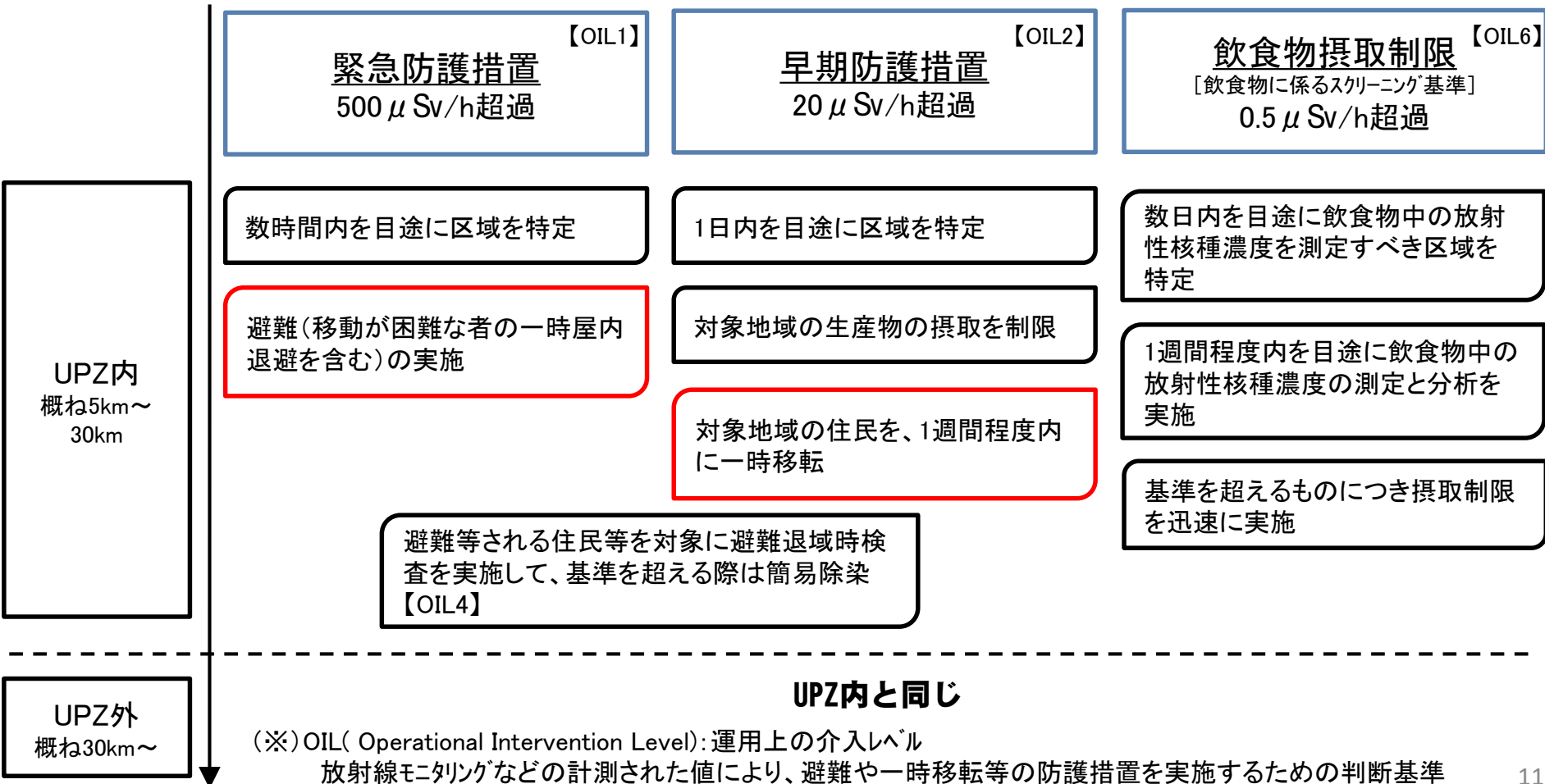
# 3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- (※1) EAL (Emergency Action Level): 緊急時活動レベル  
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準
- (※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency
- (※3) ○要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの  
○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの  
(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの  
(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転の早期防護措置を講じる。



# 福井県及び関係市町の対応体制

- 福井県及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故などが発生した場合においても、県は地域住民の安全を守る立場から、迅速に対応。

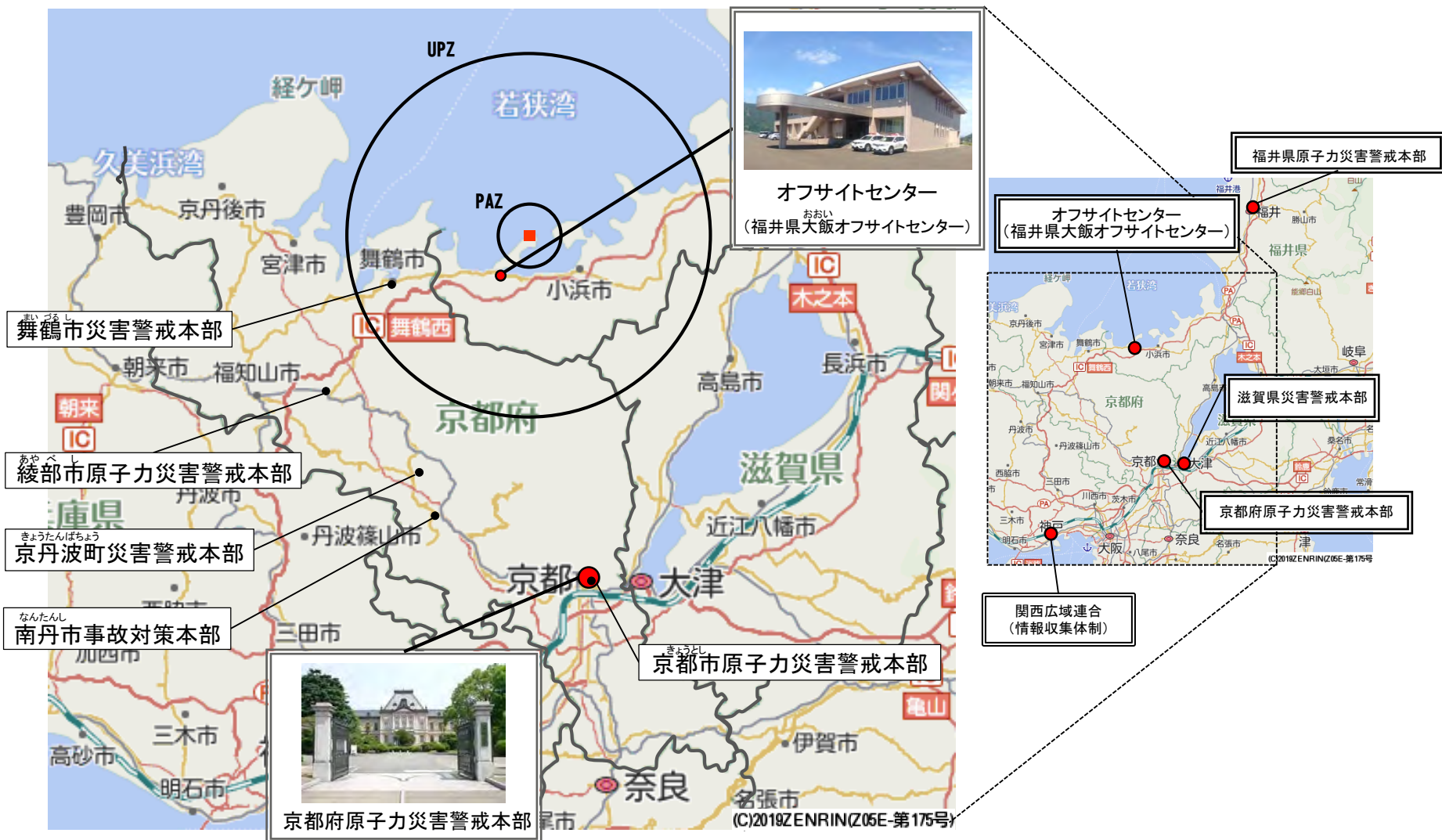
(例) 美浜発電所3号機2次系配管破損事故(H16.8.9)…県庁に美浜原子力発電所事故対策本部を設置、職員による立入調査を実施





# 京都府及び関係市町の対応体制

- ▶ 京都府及び関係市町は、警戒事態で災害警戒本部等を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- ▶ 災害警戒本部等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



# 滋賀県及び高島市の対応体制

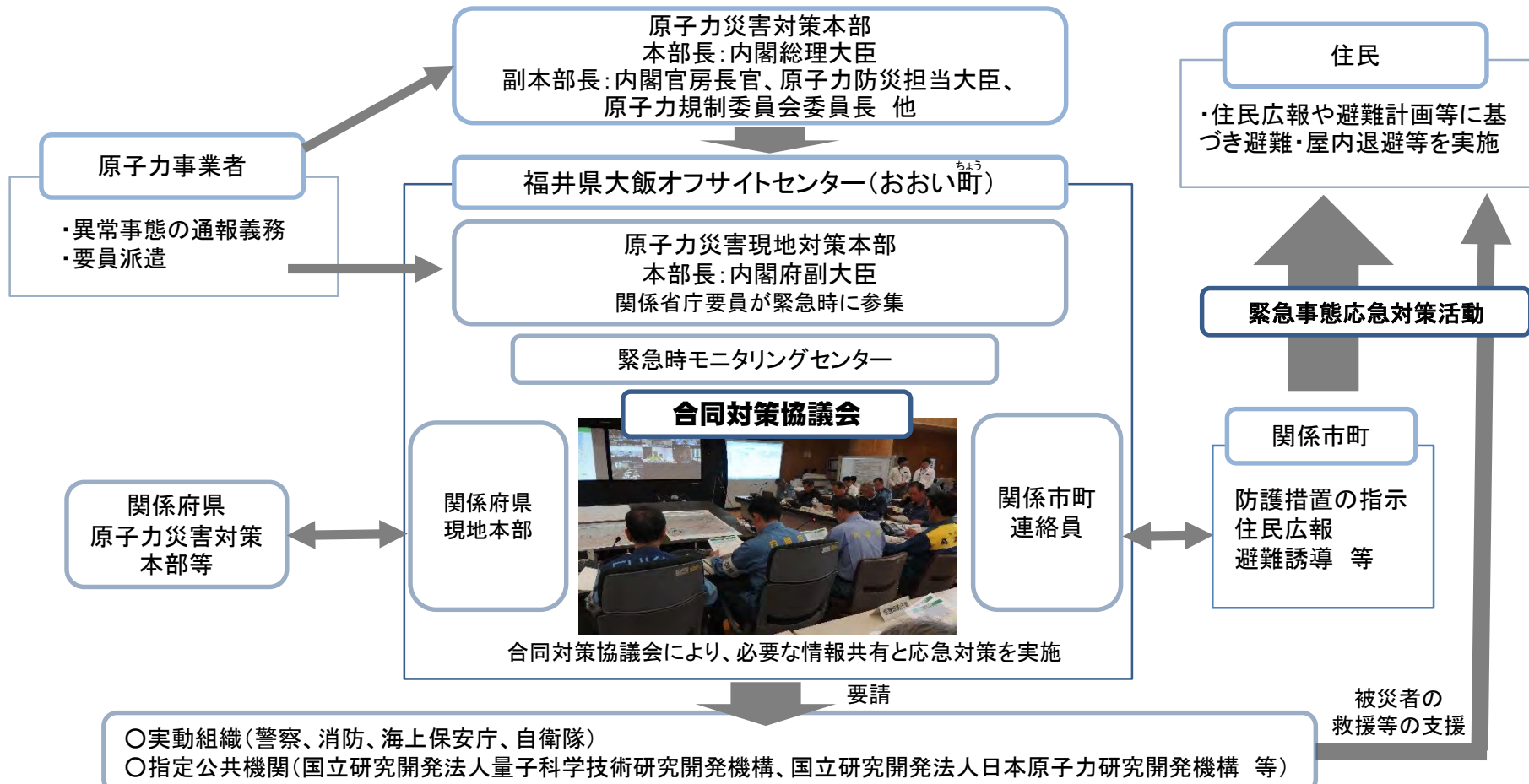
たかしまし

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置。その後、事故の状況等に応じて災害対策本部を設置。
- 災害警戒本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供を実施。



# 国の対応体制

- おおい町<sup>ちよう</sup>において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、福井県大飯オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態となった場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を現地オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態となった場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、国・府県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。





# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生のお知らせ後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県大飯オフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## ＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞

原子力規制委員会・内閣府  
原子力事故合同対策本部

国の職員  
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁  
(警察庁、消防庁、国土交通省、  
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト  
センター等

③小松基地～おおい町多目的  
グラウンド  
ヘリ (自衛隊) 約30分間

②入間基地～小松基地  
輸送機 (自衛隊) 約1時間

①環境省・内閣府～入間  
基地輸送車両の先導  
(警察) 約1時間

オフサイトセンターへの派遣(警察、自衛隊による輸送支援の一例)  
環境省・内閣府～入間基地～小松基地～おおい町多目的グラウンド  
～福井県大飯オフサイトセンター



# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ 福井県大飯オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

## 【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

## 【電源対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。  
自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。  
・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

- 大飯発電所の代替オフサイトセンター
- 福井県生活学習館  
（発電所から約76km）\*1\*2
  - 福井県敦賀オフサイトセンター\*3  
（発電所から約35km）\*1
  - 福井県美浜オフサイトセンター\*3  
（発電所から約31km）\*1
- \*1 距離は、いずれも「直線距離」  
\*2 非常用発電機を整備（3日間稼働）  
\*3 いずれも、福井県大飯オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

福井県高浜オフサイトセンター  
（発電所から約10km）

大飯発電所

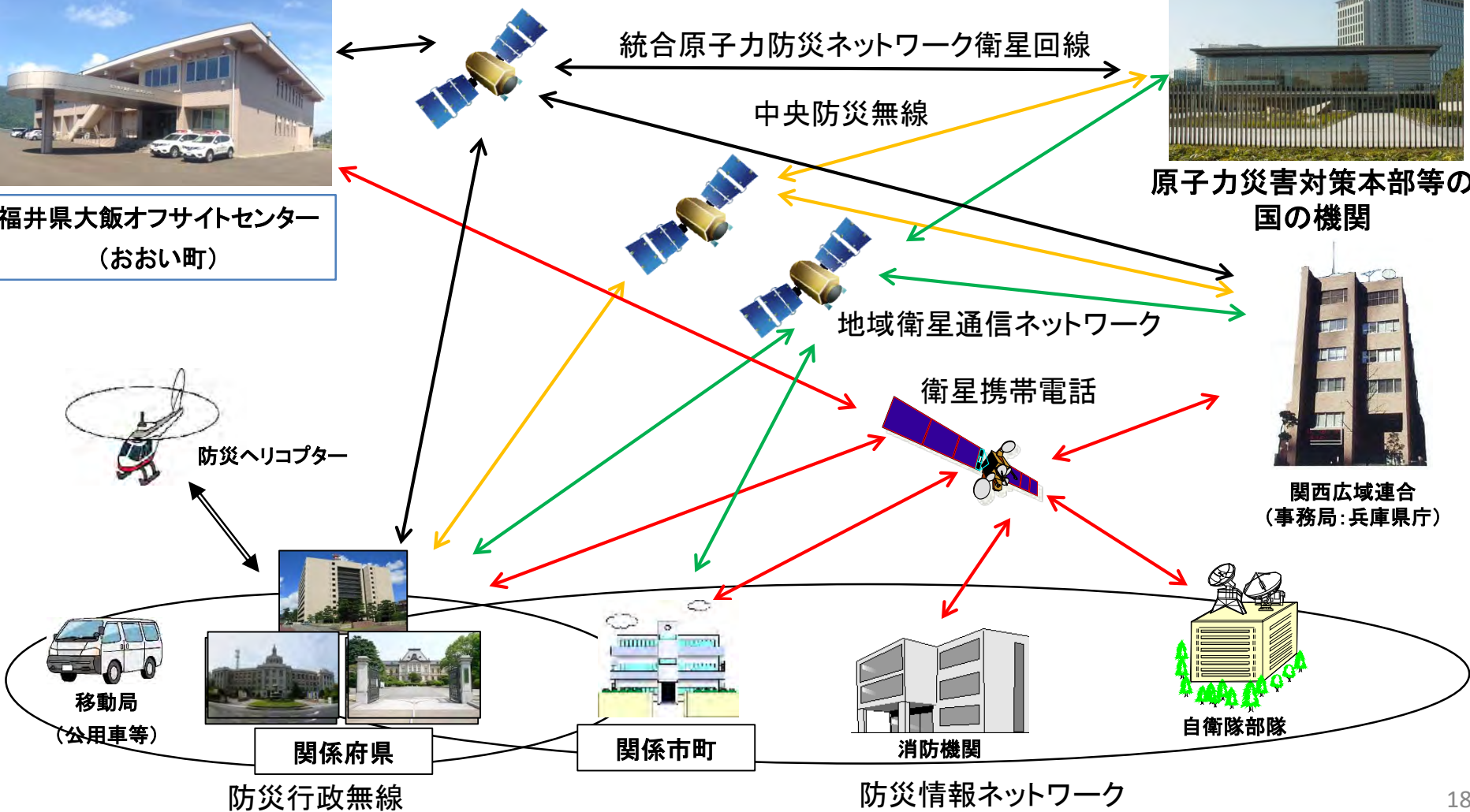
出典：国土地理院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>）  
「白地図」国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>）をもとに内閣府（原子力防災）作成

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



福井県大飯オフサイトセンター  
(おおい町)

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞





- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

## <情報共有のイメージ>

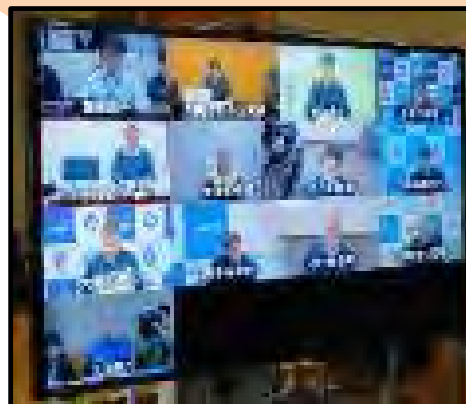
関西広域連合  
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

### TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁  
京都府庁  
滋賀県庁

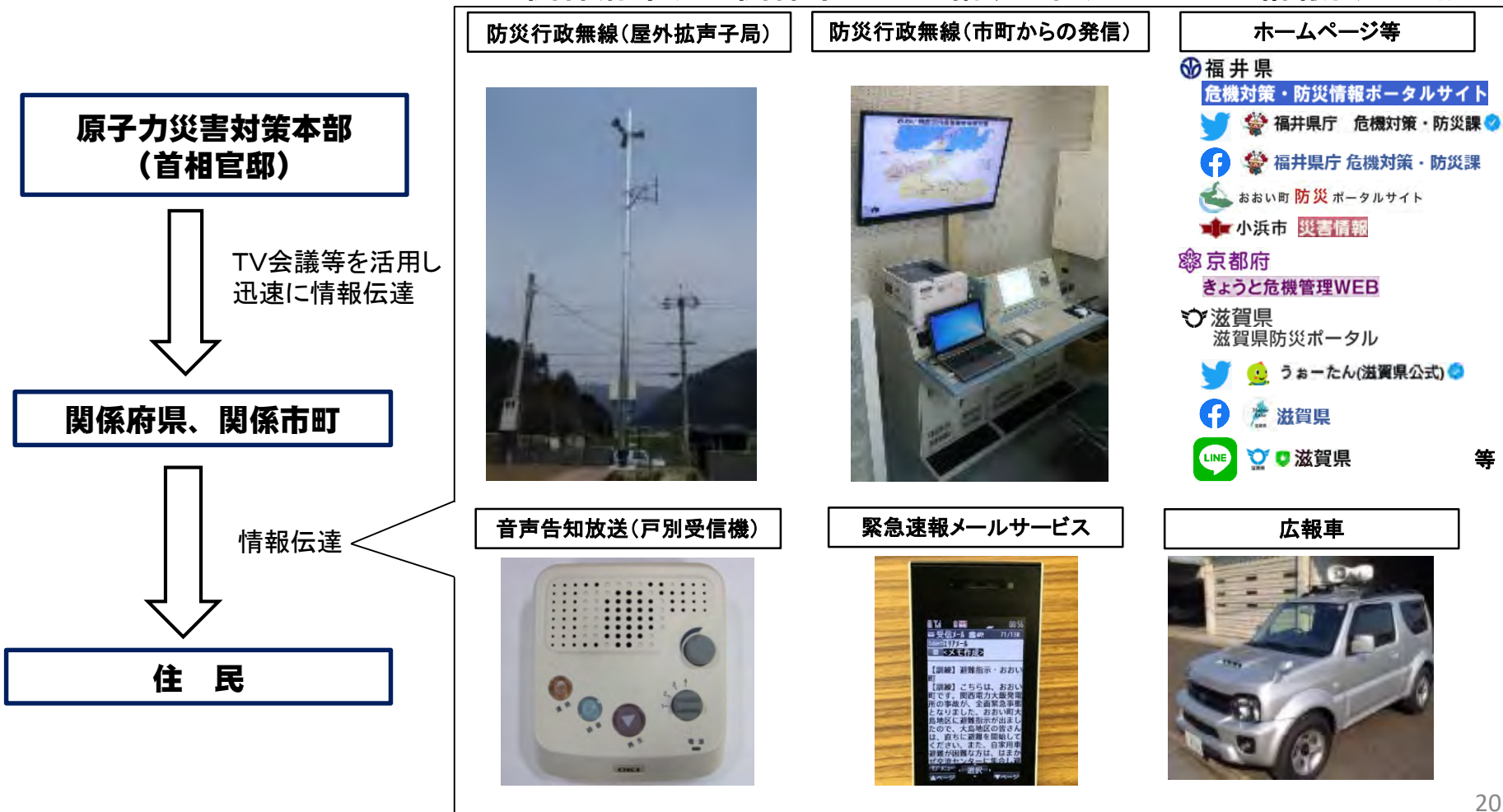


- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

## ＜関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(20頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

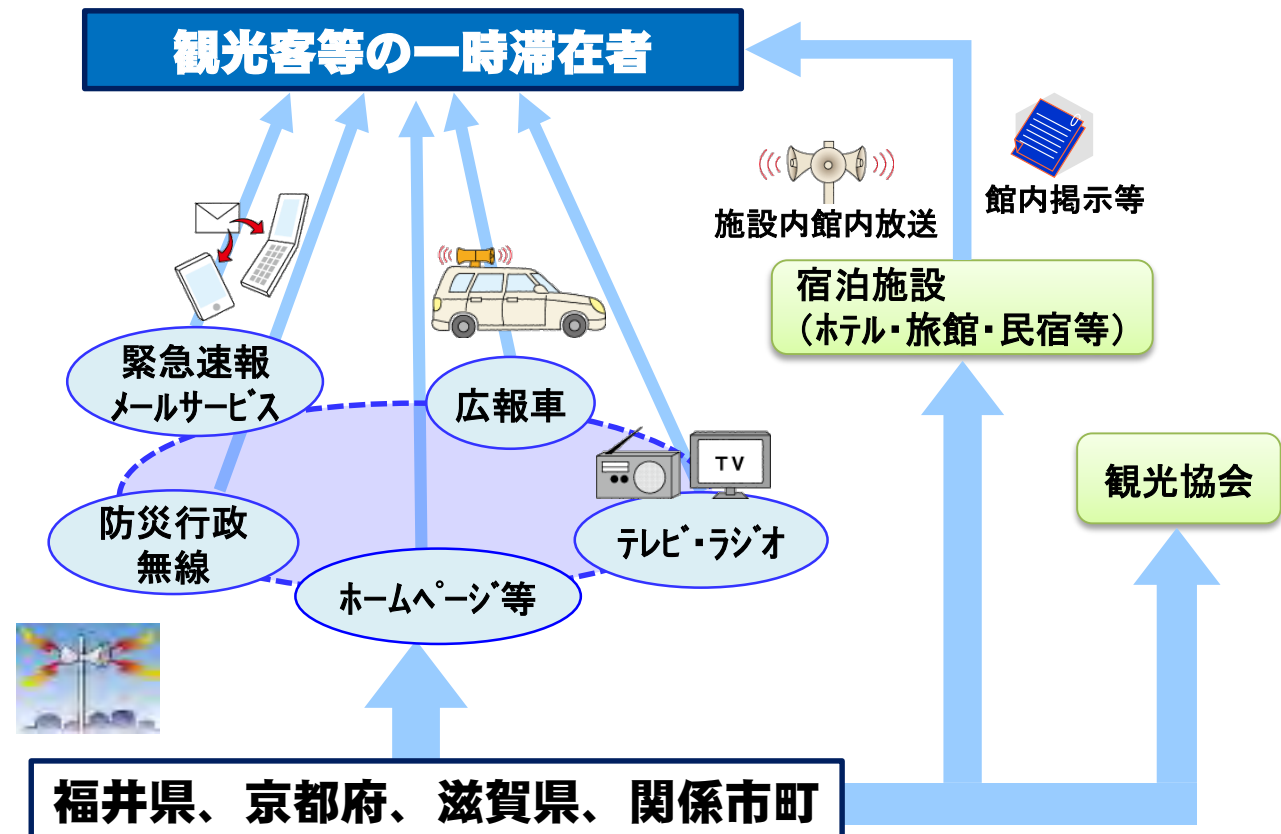
## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇

#### 緊急情報

(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、大飯発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻ってください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。府県や市町からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

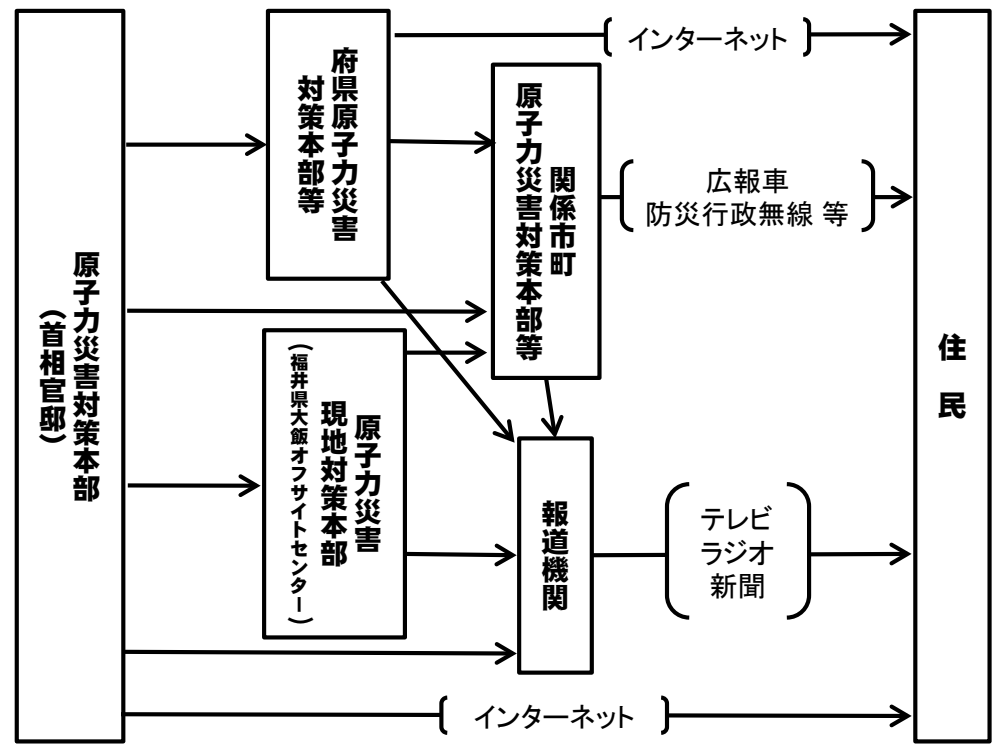


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見は福井県大飯オおおいフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 福井県大飯<sup>おおひ</sup>オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動         |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域     |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置     |
| ④行政機関の対応状況      | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |



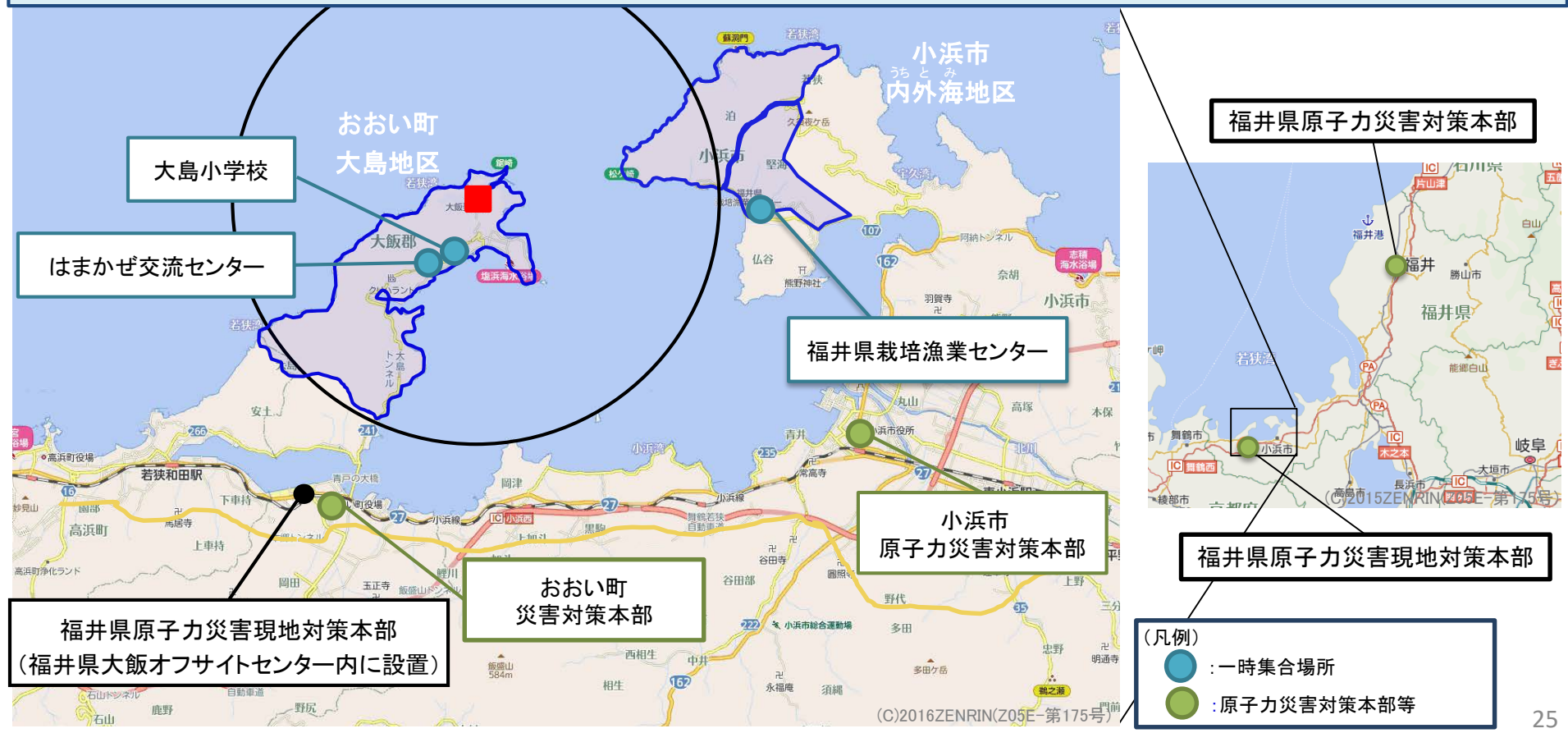
## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

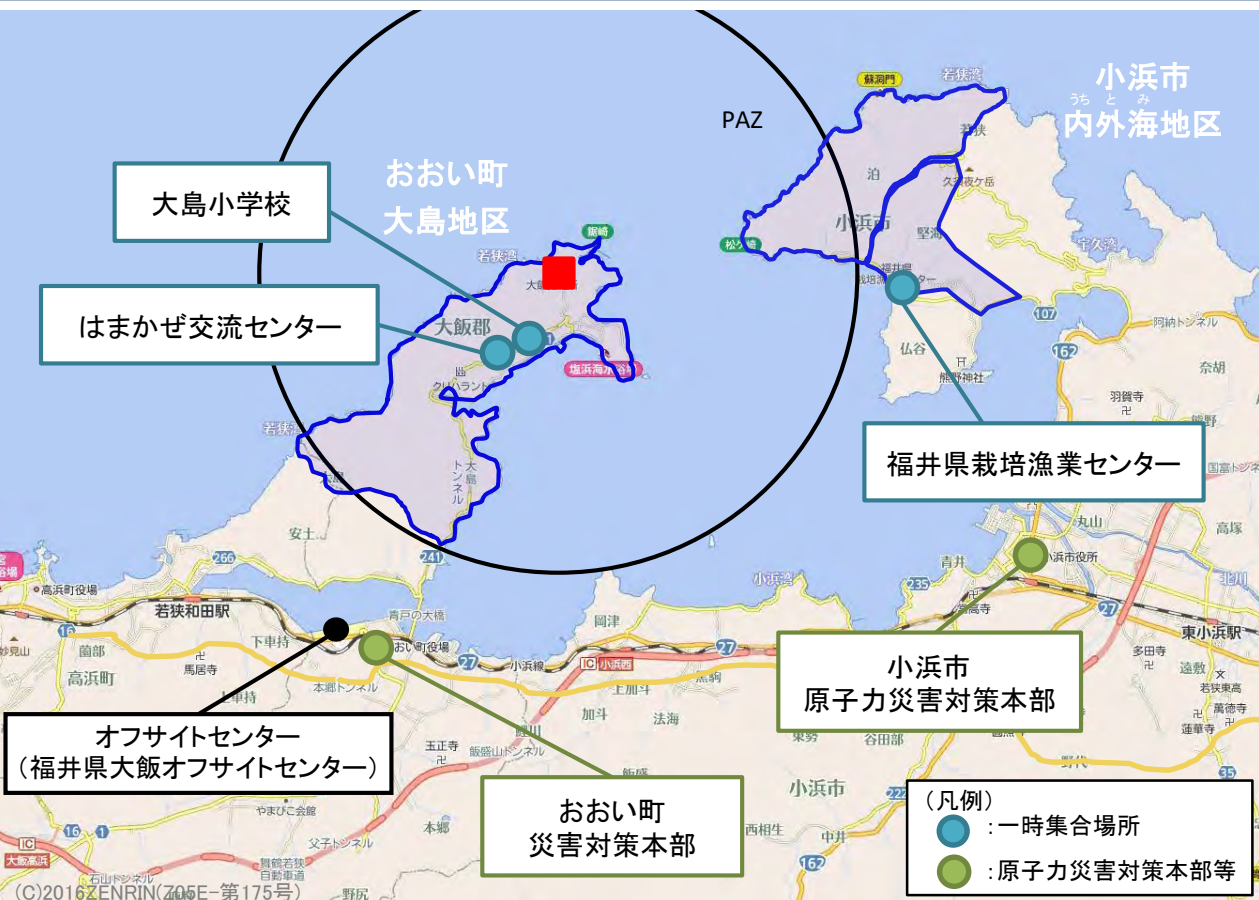
# 福井県、おおい町・小浜市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、福井県大飯オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に24名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、福井県大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所（おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所）開設し、おおい町は各施設に職員5名、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# おい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、おい町及び小浜市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣されたおい町及び小浜市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小学校、こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



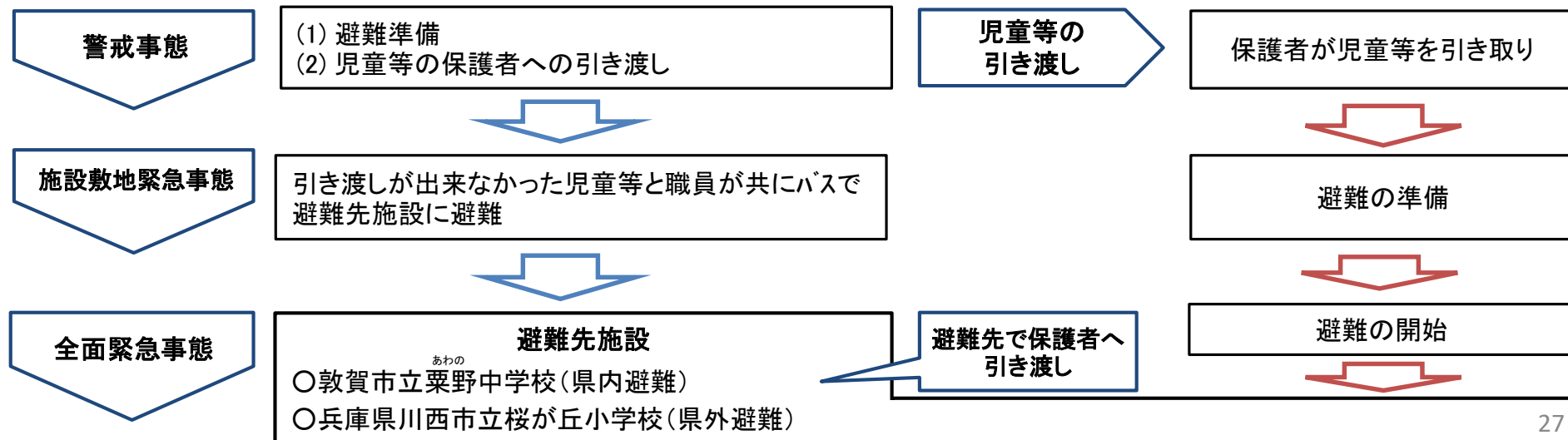
- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置
- 小学校・こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施

- おおい町及び小浜市災害対策本部・一時集合施設（一時集合場所）間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

- PAZ内の大島小学校の児童(55人)及び大島認定こども園の幼児(53人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又はおおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・こども園において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
大島小学校	55	14	69
大島認定こども園	53	19	72
合計	108	33	141

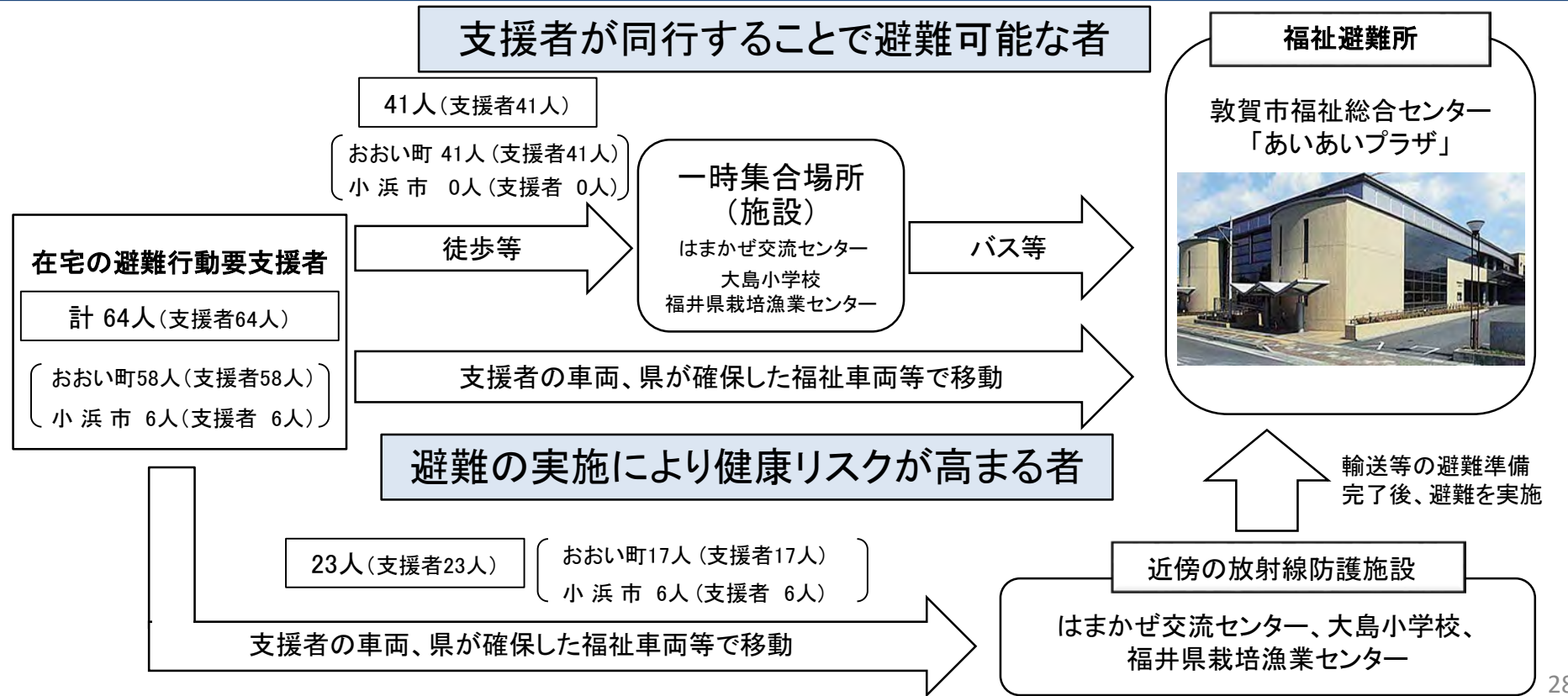
※児童等の人数については、平成31年4月1日現在。





ちよう お ばまし  
おおい町及び小浜市のPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

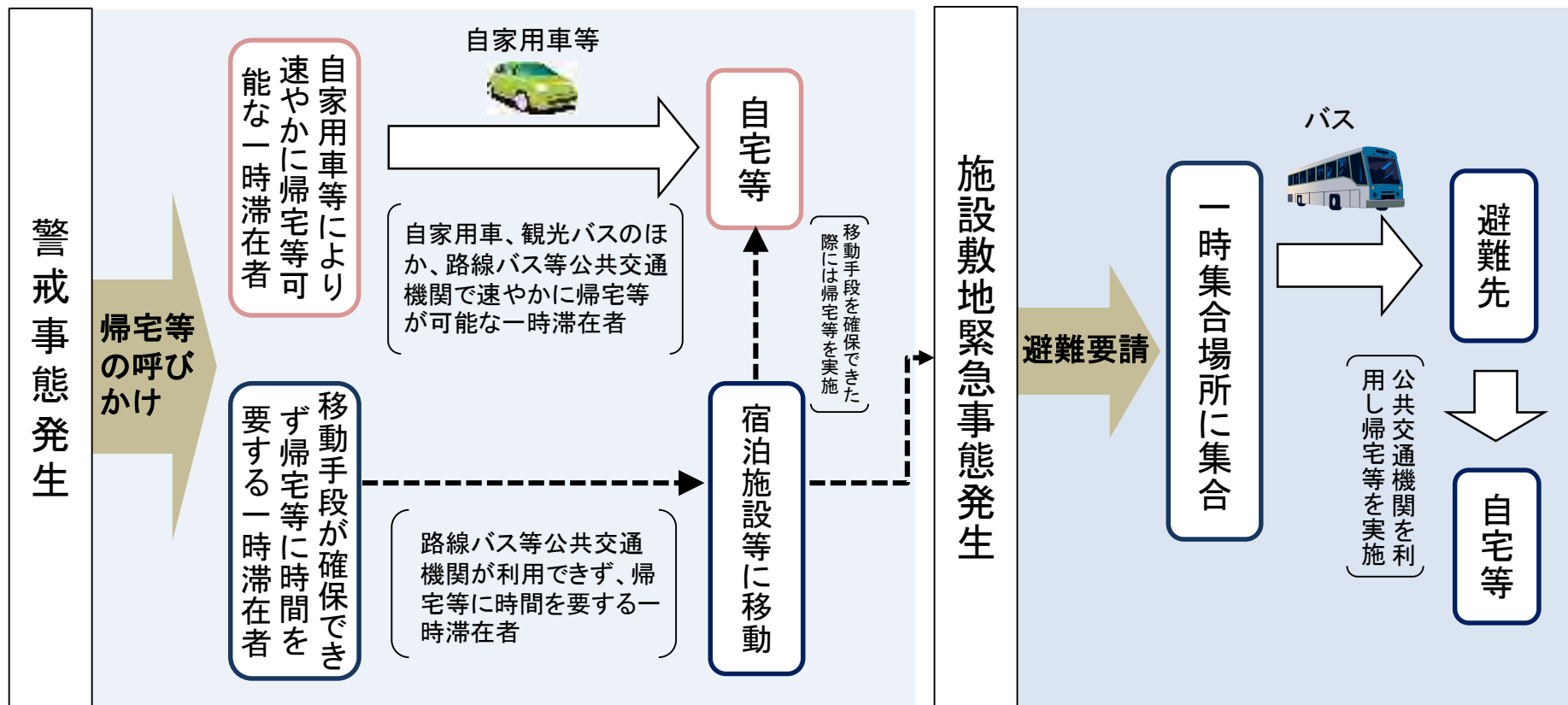
- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者64人全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近隣の放射線防護施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



# PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,200人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない\*。

※大飯発電所関連企業を除く

## <PAZ内の観光施設の状況>

地区名		施設	入場見込人数(人)	※1
おおい町 <small>ちよう</small>	大島地区	あかぐりざき 赤礁崎オートキャンプ場	882	
		あかぐり苑地	209	
		あかぐり海釣公園	120	※2
			計 1,211人	
小浜市 <small>おばまし</small>	うちとみ とまり かつみ 内外海地区(泊、堅海)	—	—	※3
			0人	

[合計] 約1,200人 ※4

※1 入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

※2 おおい町商工観光振興課調べ

※3 小浜市商工観光課調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

## <PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況>

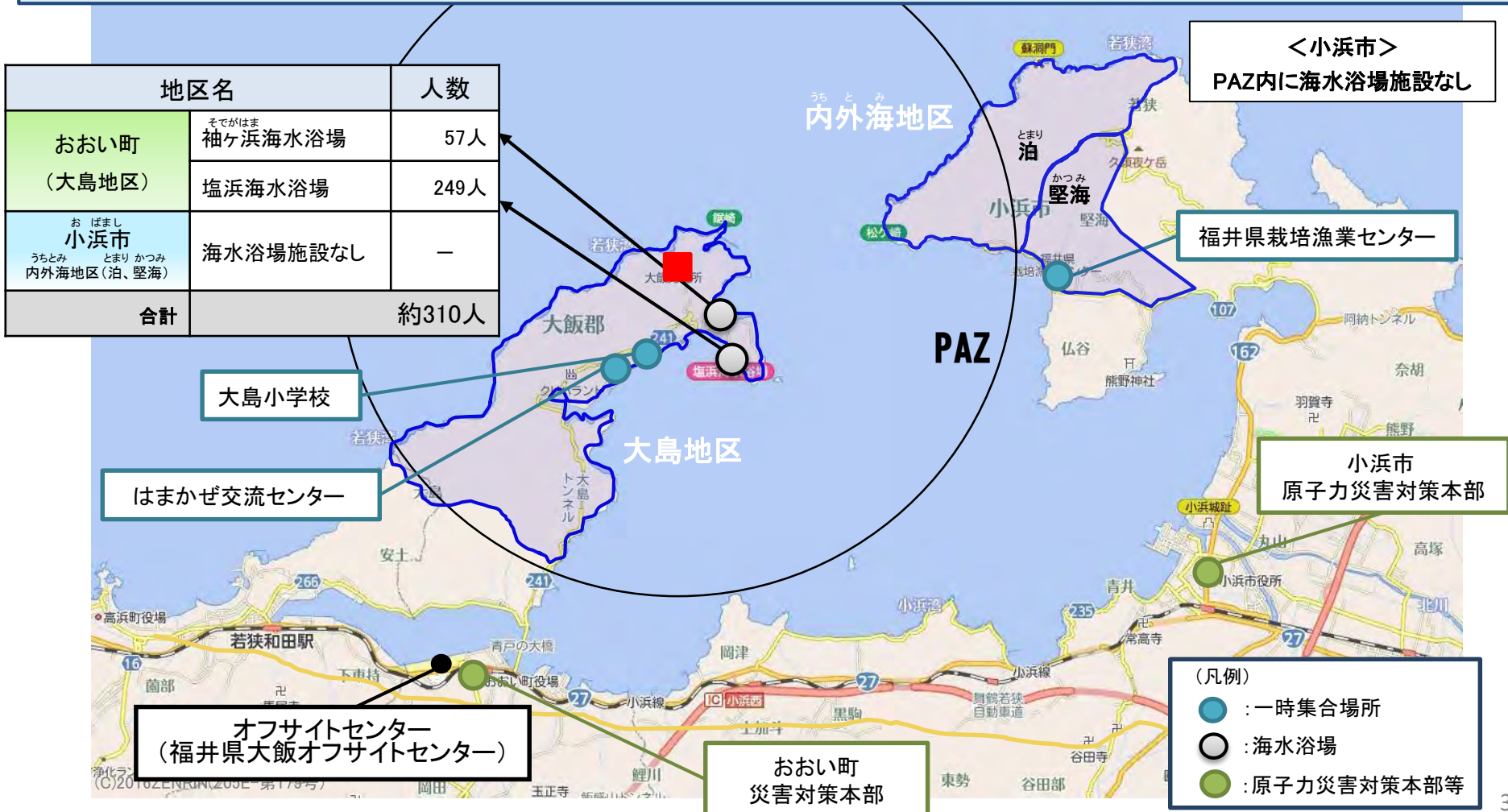
おおい町大島地区内及び小浜市内外海地区(泊・堅海)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

※ 30名未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※ 出典:平成28年経済センサス

# PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- おおい町<sup>ちよう</sup>ではPAZ内に海水浴場が2ヶ所あり、平成30年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約310人。
- おおい町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成30年度観光客入込調査おおい町)





# おい町において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ おおい町<sup>ちよう</sup>において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数554人(うち支援者数58人を含む)について、バス14台、福祉車両11台(ストレッチャー仕様5台、車椅子仕様6台)。

	想定対象人数	必要車両台数 <sup>※1</sup>			備考
		バス <sup>※2</sup>	福祉車両 <sup>※3</sup> (ストレッチャー仕様)	福祉車両 <sup>※3</sup> (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	141人 (児童等108人 +職員33人)	4台 (児童等108人 +職員33人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P27】
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	82人 (要支援者41人 +支援者41人)	2台 (要支援者41人 +支援者41人)	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P28】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送 <sup>※4</sup>	34人 (要支援者17人 +支援者17人)	0台	5台 (要支援者5人 +支援者5人)	6台 (要支援者12人 +支援者12人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P28】
その他の施設敷地緊急事態要避難者(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	146人	4台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には、乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設から避難する一時滞在者	120人 (1,200人×0.1)	3台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの観光客数約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査おい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P30】
海水浴場から避難する一時滞在者	31人 (310人×0.1)	1台	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの海水浴客約310人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査おい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P31】
<b>合計</b>	<b>554人</b>	<b>14台</b>	<b>5台</b>	<b>6台</b>	

※1 数字は現段階でおい町が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おい町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	5台	6台	
(B) 確保車両台数		計14台	計5台	計6台	
確保先	・おい町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おい町)	—	2台	3台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 4台 福祉車両(車椅子) 14台
	バス会社(福井県嶺南地方)	7台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	7台	3台	3台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

お ば ま し  
 ➤ 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数12人(うち支援者数6人を含む)について、福祉車両3台(車椅子仕様3台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	該当者なし				
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送※4	12人 (要支援者6人 +支援者6人)	0台	0台	3台 (要支援者6人 +支援者6人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P28】
その他の施設敷地緊急事態要避難者(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	46人	2台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には、乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設等から避難する一時滞在者	該当者なし				
<b>合計</b>	<b>58人</b>	<b>2台</b>	<b>0台</b>	<b>3台</b>	

※1 数字は現段階で小浜市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		2台	—	3台	
(B) 確保車両台数		2台	—	計3台	
確保先	・小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(小浜市)	—	—	2台	保有車両台数 バス 2台 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 36台
	バス会社(福井県嶺南地方)	1台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	1台	—	1台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難の実施により健康リスクが高まる者については、輸送等の避難準備が整うまで、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設(工事中の施設を含め合計13施設)で屋内退避。
- これらの13施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,400人(工事中の施設を除く)を収容可能。
- また、これら13施設では、屋内退避者のための3~7日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- さらに、屋内退避中に食料等が不足するような場合には、関西電力が供給。





# 自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの福井県、おおい町、小浜市は、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- また、UPZの福井県・京都府・滋賀県及び関係市町においても同様に、避難経路が自然災害等により使用出来ない場合には、代替経路を設定するとともに、道路管理者等は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。

## <直轄国道>

国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施

## <舞鶴若狭自動車道>

高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施

## <京都府の管理道路>

京都府原子力災害対策本部が応急復旧作業を実施



福井県原子力災害対策本部

<福井県の管理道路>  
福井県原子力災害対策本部が応急復旧作業を実施

<滋賀県の管理道路>  
滋賀県災害対策本部が応急復旧作業を実施

滋賀県災害対策本部

京都府原子力災害対策本部

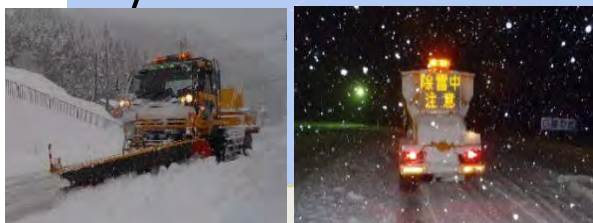
- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握
- 道路の被害状況を踏まえ、国、府県、高速道路会社がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施

# 福井県における降雪時の避難経路の確保

- 福井県は国土交通省近畿地方整備局や関係機関等との協議を踏まえ、「道路雪対策基本計画」を定め、短期間の集中降雪による局地的大雪の発生等に柔軟に対応できる体制を整備。
- 福井県は県内外へのアクセス路線となる高速道路ICと主要国道を結ぶ路線や原子力発電所と国道27号を結ぶ幹線道路等を最重点除雪路線と定め、除雪を重点的に実施するとともに、緊急時には民間除雪機械を最大限まで増強し、避難経路の除雪を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

除雪機械(例)



県道241号は最重点除雪路線として新降雪深5cmを基準に除雪開始



- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
  - 福井県
  - 関係市町

- ・最重点除雪路線として積雪深5cmを基準に除雪開始
- ・その他主要な道路については、積雪深10cmを基準に除雪開始

- 最重点除雪路線
- 国道27号、8号、161号
- 舞鶴若狭自動車道

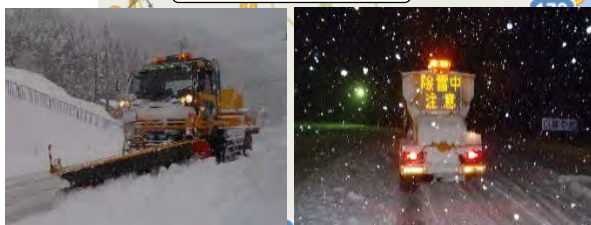
除雪機械の配備台数		平成31年4月時点	うち、おおい町、小浜市管内
国(近畿地方整備局) ※福井県内の配備数	72台	—	
福井県	259台	19台	
関係市町 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町	110台	11台	
高速道路会社(NEXCO) ※1	70台	—	
民間	1,828台	74台	

※1 NEXCO中日本敦賀保全サービスセンター、福井保全サービスセンターの保有台数。なお、舞鶴若狭自動車道の小浜IC以西はNEXCO西日本の管轄であり、除雪機械についてはP37を参照。

# 京都府における降雪時の避難経路の確保

- 京都府及び関係市町は毎年度除雪計画を定め、住民生活の安定及び経済活動に不可欠な道路をあらかじめ除雪路線にしており、路面上の積雪深は概ね10cmの時には除雪を実施。京都縦貫自動車道等については、京都府道路公社が、雪氷対策要領に基づき、迅速かつ適切な雪氷作業（除雪、凍結防止等の対策）を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省近畿地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。

除雪機械(例)



- 京都縦貫自動車道
- 国道27号
- 舞鶴若狭自動車道

※主要な道路について、積雪深概ね10cmを基準に除雪開始

- (凡例) 除雪活動拠点
- 国、NEXCO
  - 京都府
  - 関係市町
  - 京都府道路公社

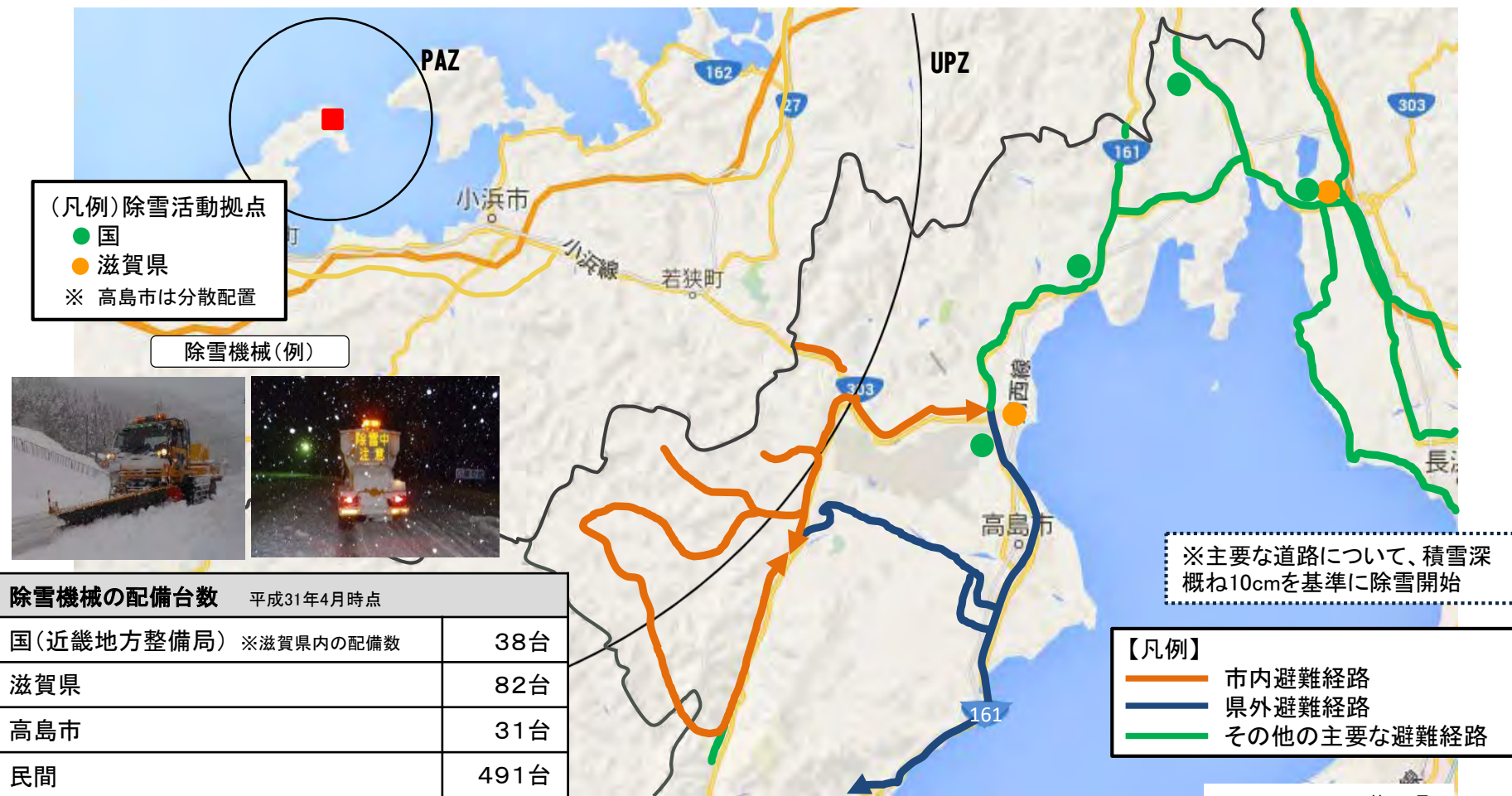
除雪機械の配備台数		平成31年3月時点
国(近畿地方整備局)	※京都府内の配備数	33台
京都府		68台
関係市町	舞鶴市、綾部市ほか	29台
京都府道路公社		18台
高速道路会社(NEXCO)	※1	61台
民間		122台

※1 NEXCO西日本福知山高速道路事務所、京都高速道路事務所の保有台数



# 滋賀県における降雪時の避難経路の確保

- 滋賀県は、冬季の円滑な道路交通を確保するため、毎年「道路除雪計画」を定め、これに基づき迅速かつ適切な雪寒対策の実施に努める。
- 直轄国道161号については、国土交通省近畿地方整備局が、除雪体制の強化を図り各関係機関の緊密な連携の下、各機関の除雪計画に基づき、適切な除雪、凍結防止等の対策を行い、冬期間の交通の確保等に努める。



# 豪雪時における除雪体制

- 原子力災害時に限らず、豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、以下の措置を実施。
- 道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を、福井県においては近畿地方整備局福井河川国道事務所、京都府においては近畿地方整備局福知山河川国道事務所、滋賀県においては近畿地方整備局滋賀国道事務所に設置し、情報を一元化。
- 道路管理者は、集中的な大雪時に備えて、他の道路管理者をはじめ、地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎に、タイムラインを策定。なお、策定に当たっては、降雪予測が大きく影響を与えることを踏まえ、冬型の気圧配置により日本海側で数日間の降雪が予測される場合には、降雪予測を3日先まで拡充し、タイムラインを策定。
- 国道8号と北陸自動車道を繋ぐアクセス道路（金津インター線、丸岡インター線、鯖江インター線、武生インター線）について国や高速道路会社による除雪支援する協力体制を新たに構築。

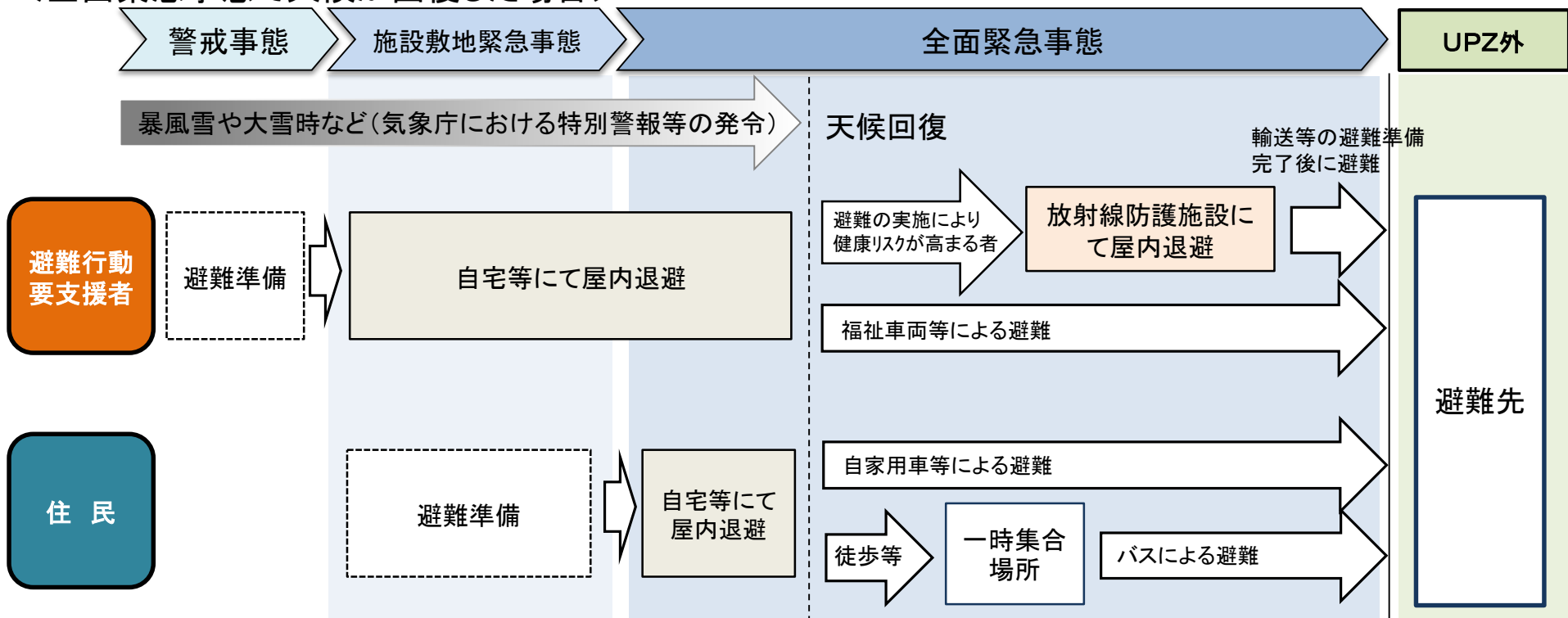
## ＜福井県における情報連絡本部(例)＞



# 暴風雪や大雪時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## ＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※ 台風等に伴う大雨により、市町から土砂災害や洪水等に係る避難勧告等が発令された場合には、該当地域の住民は、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所で屋内退避を実施。



# 感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程(避難車両等)又は避難先(避難所等)などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

## ＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞

		避難元	避難等の実施	避難先	手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底
施設敷地緊急事態要避難者	感染者(重症者)			感染症指定医療機関等で治療	
	避難の実施により健康リスクが高まる者	<b>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</b> ➤ それ以外の者とは別の施設で屋内退避。	➤ それ以外の者とは、別々の車両で避難。	➤ それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	<b>放射線防護対策施設等で屋内退避を継続</b> ➤ 感染者(軽症者等)とは別の施設で屋内退避。	➤ 感染者(軽症者等)とは、別々の車両で避難。	➤ 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。	
自宅等で避難準備	避難の実施により健康リスクが高まらない者	<b>バス避難者等の一時集合場所等</b> ➤ 密集を避け、極力分散して集合。 (例) [感染症(軽症者等)] ・ 一時集合場所等を経由せず、直接指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・ 検温等による体調確認を行う。 ・ 一時集合場所等の中で分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・ 一時集合場所等の場所を分ける。	<b>避難車両</b> ➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・ 追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・ マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	<b>避難所等</b> ➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。	
	感染者(軽症者等)※2 それ以外の者※3	<b>【SE】避難等開始</b>	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・ 追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・ マスクを着用し、座席を十分離して着席する。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。	
一般住民	感染者(軽症者等)※2	➤ 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) [感染者(軽症者等)] ・ 別車両により、指定された避難施設へ避難する。 [それ以外の者] ・ 検温等による体調確認を行う。 ・ 施設内の別部屋に分ける。ただし、別部屋に分けられない場合は、同部屋内で十分な間隔を確保する。 ・ 避難施設の場所を分ける。	<b>【GE】避難等開始</b>	➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。 (例) ・ 追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。 ・ マスクの着用、座席を十分離して着席する。	➤ 感染者(軽症者等)は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
	それ以外の者※3		➤ バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。	➤ 避難先施設では、密集を避ける。	

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外のホテル等において、療養等している場合あり。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

### ＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民については、移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定ヨウ素剤の服用等を指示すること。また、安定ヨウ素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。



# おおい町及び小浜市におけるPAZ内の住民の避難先

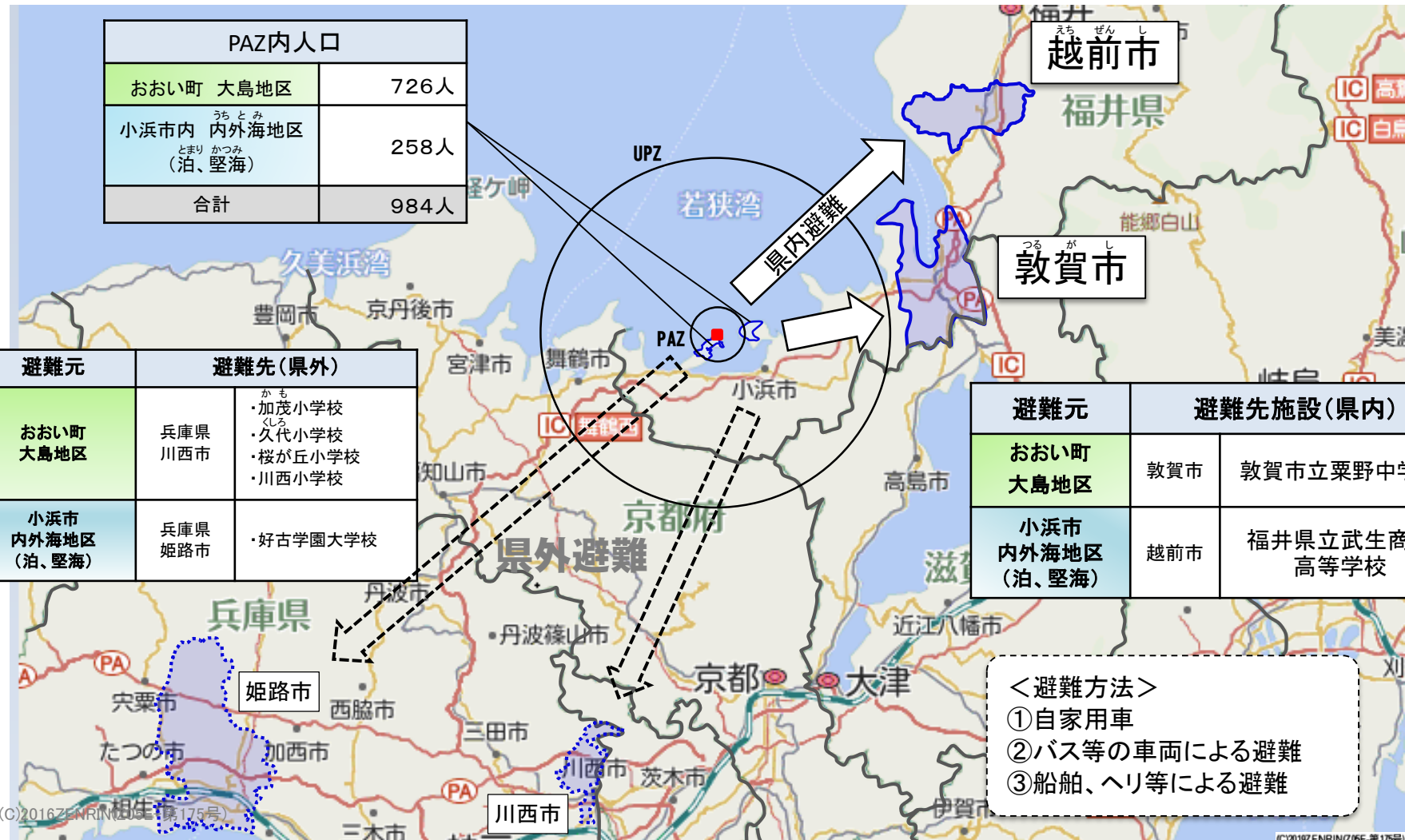
- おおい町大島地区、小浜市内外海地区(泊、堅海)住民の避難については、福井県内及び県外において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 両地区における避難先については、普段から避難計画に関する広報や訓練等を通じて住民に周知。

PAZ内人口	
おおい町 大島地区	726人
小浜市内 内外海地区 (泊、堅海)	258人
合計	984人

避難元	避難先(県外)	
おおい町 大島地区	兵庫県 川西市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加茂小学校</li> <li>・久代小学校</li> <li>・桜が丘小学校</li> <li>・川西小学校</li> </ul>
小浜市 内外海地区 (泊、堅海)	兵庫県 姫路市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・好古学園大学校</li> </ul>

避難元	避難先施設(県内)	
おおい町 大島地区	敦賀市	敦賀市立粟野中学校
小浜市 内外海地区 (泊、堅海)	越前市	福井県立武生商業高等学校

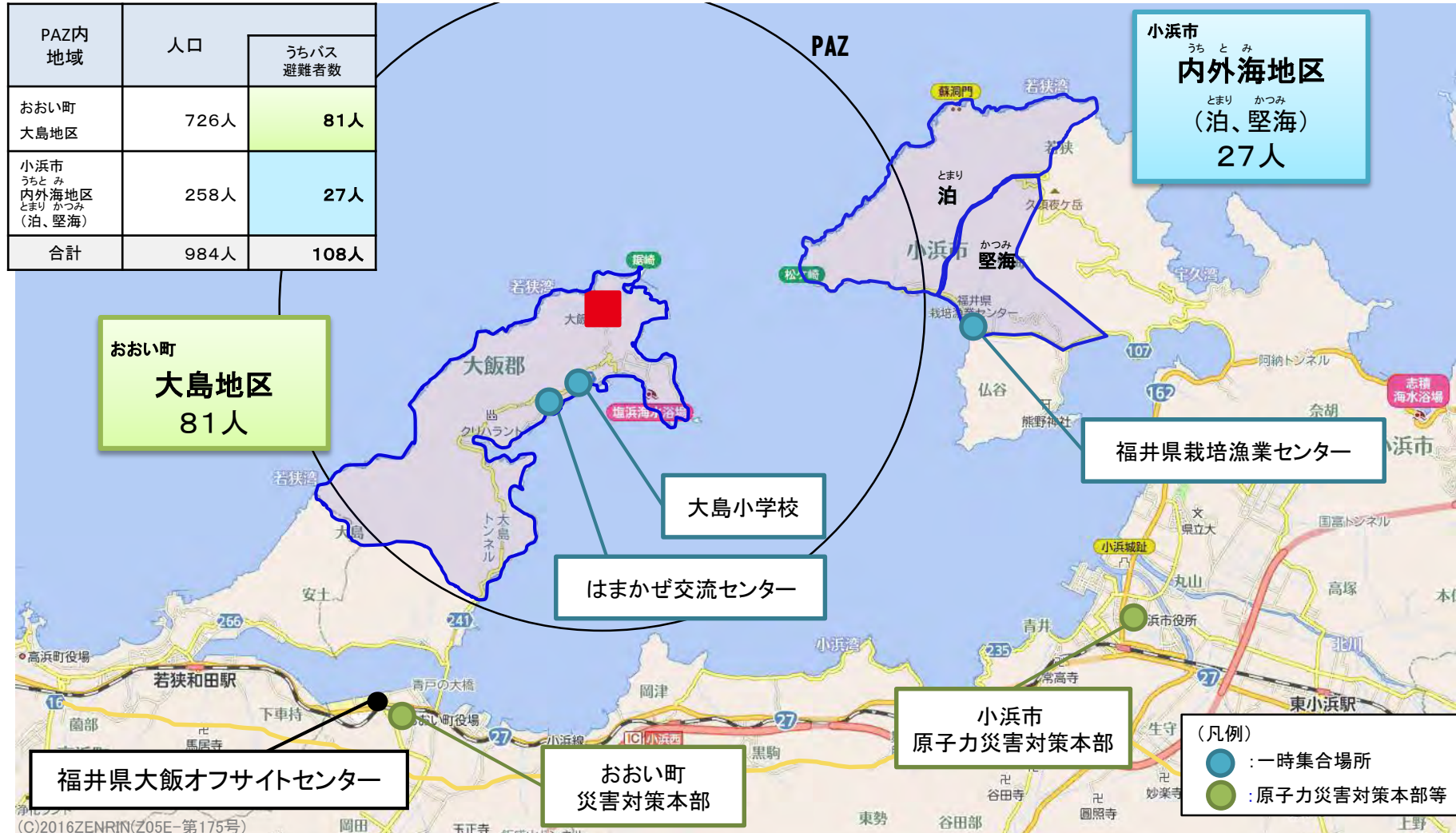
- <避難方法>
- ① 自家用車
  - ② バス等の車両による避難
  - ③ 船舶、ヘリ等による避難



# PAZ内における自家用車で避難できない住民の数

- おおい町、小浜市による調査の結果、両地区における自家用車で避難できない住民は全984人のうち、108人。

PAZ内地域	人口	うちバス避難者数
おおい町 大島地区	726人	81人
小浜市 うちとみ 内外海地区 (泊、堅海)	258人	27人
合計	984人	108人



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

# おおい町<sup>ちょう</sup>において全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- おおい町<sup>ちょう</sup>において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民81人分、バス2台。
- 全面緊急事態発生時には、福井県嶺南<sup>れいなん</sup>地方のバス会社が保有する車両のほか、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

## ＜おおい町において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	81人	2台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P46】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

## ＜おおい町における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数		備考
		バス		
(A) 必要車両台数		2台		
(B) 確保車両台数		計2台		
確保先	バス会社[福井県嶺南 <sup>れいなん</sup> 地方]	1台	保有車両台数	バス193台
	関西電力	1台	保有車両台数	バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- 小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民27人分、バス1台。
- 全面緊急事態発生時には、関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転者については、福井県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

＜小浜市において全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	必要車両台数	備考
自家用車で避難ができない住民	27人	1台	1台当たり45人程度の乗車を想定【資料P46】

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

＜小浜市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

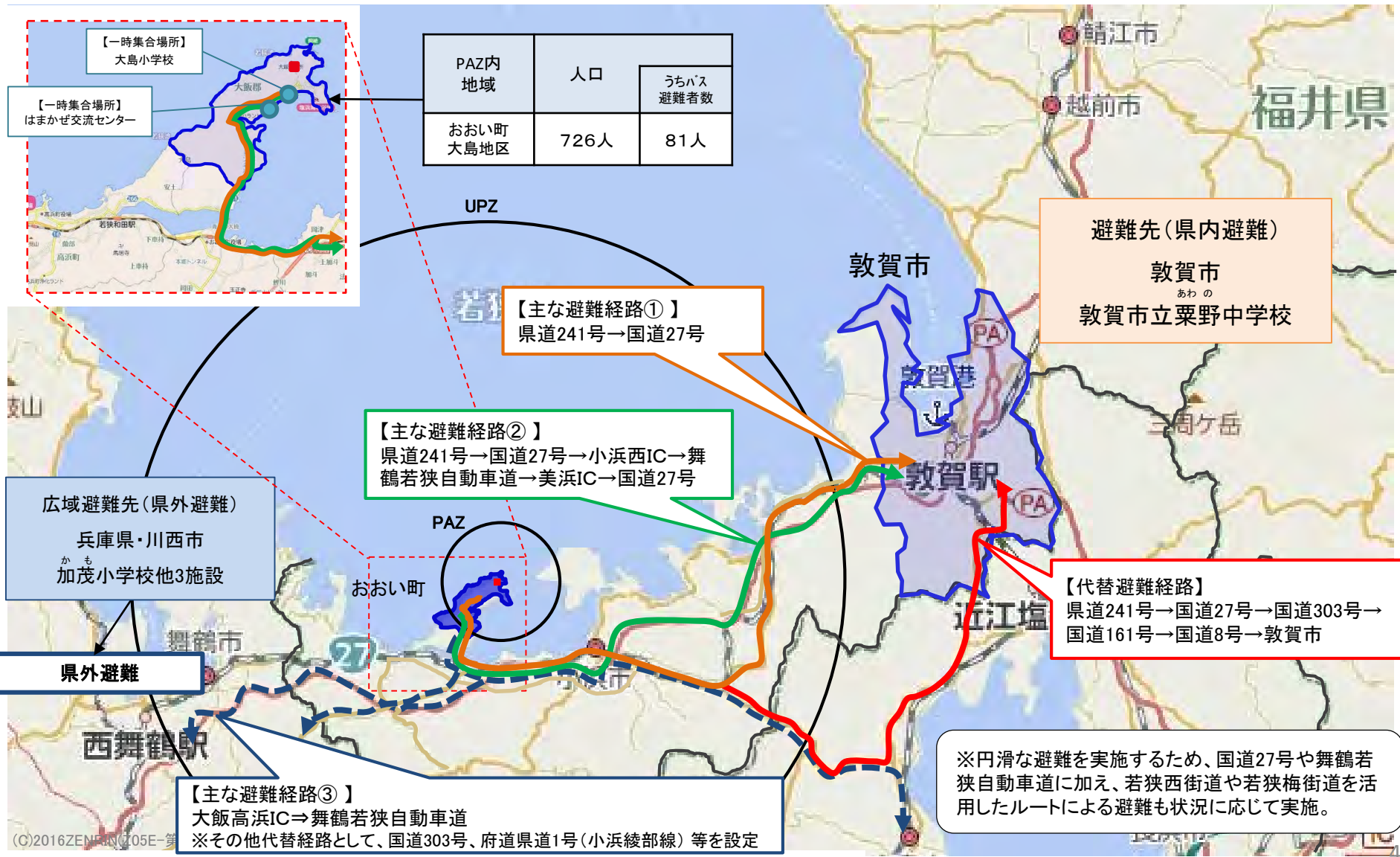
		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		1台	
(B)確保車両台数		1台	
確保先	関西電力	1台	保有車両台数 バス9台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施



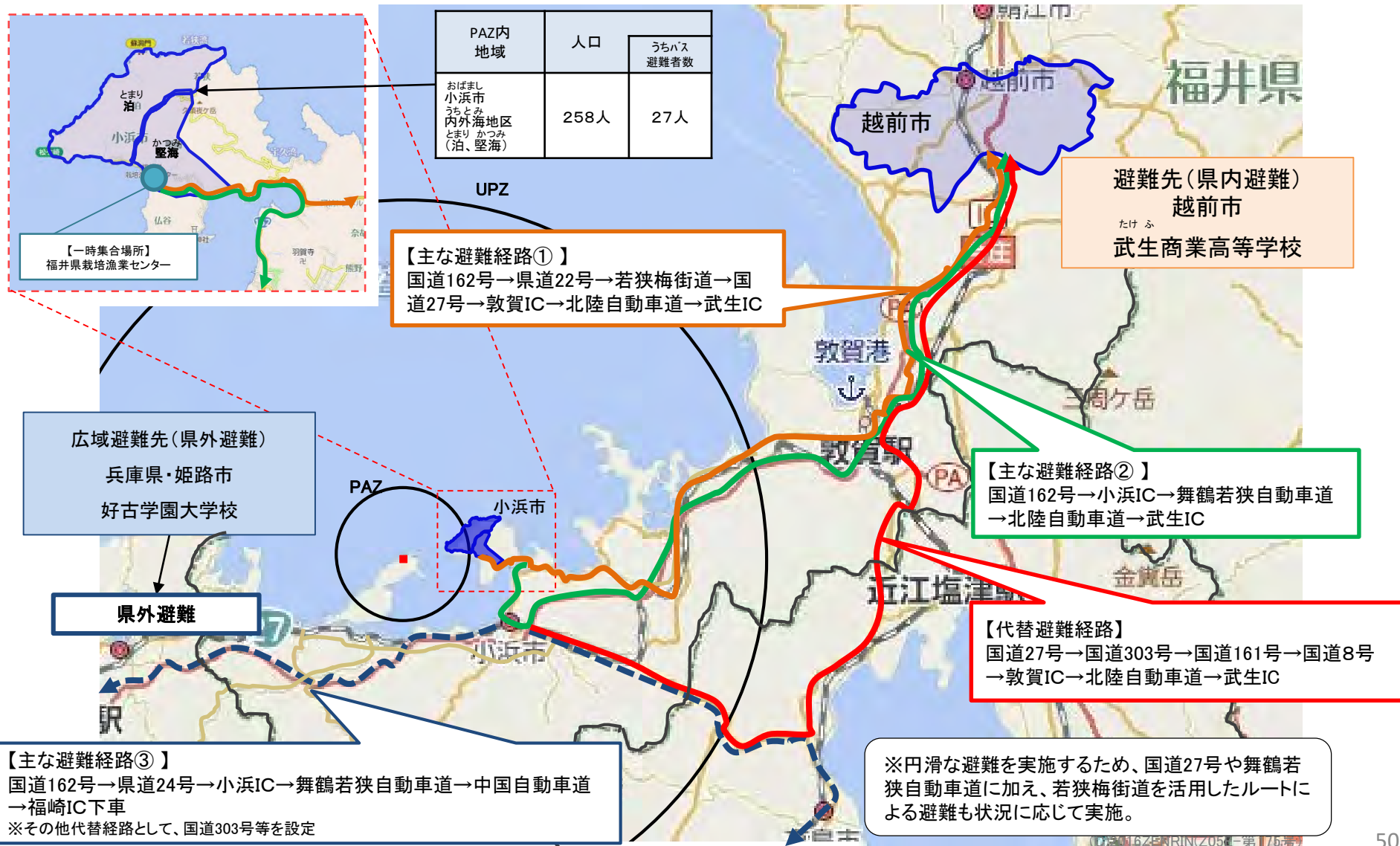
# ちよう おい町大島地区から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で避難先まで避難を実施。





- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、福井県等が配車した車両で、避難先まで避難を実施。



# PAZ内から県外避難先施設までの広域避難経路

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

